

文教厚生委員会記録

令和4年6月20日開催

- 1 日 時 令和4年6月20日(月) 10:00~12:08
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 福谷委員長 広浦副委員長
山崎委員 湯浅委員 喜多委員 水谷委員 沢本委員 奥田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 平山議長
- 6 傍聴議員 荒谷議員 横田議員 幸坂議員 渡部議員 星加議員 西川議員
久米議員 住友進一議員 橋本議員 藤本議員 陶久議員
佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 稲村教育長 松崎政策監 桑村政策監
吉村市民部長 石本環境管理部長 吉岡保健福祉部長
市瀬教育部長 東條市民生活課長 喜多人権・男女共同参画課長
松原環境保全課長 中川文化振興課長 高山環境管理課長
小川環境管理事務所長 小坂保険年金課長 石本福祉事務所長
松江生活福祉課長 安富介護保険課長 田上こども課長
日下保健センター所長 中橋教育総務課長 岡田学校教育課長
湯浅生涯学習課長 岐人権教育課長 小西スポーツ振興課長
松本学校給食課長 松村図書館長 清水税務課長
佐坂秘書広報課長 他
- 8 事務局 阿部事務局長 新田課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 2名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 10:00

福谷委員長 ただ今から、文教厚生委員会を開催いたします。委員各位、理事者の皆様方には御出席をいただき、お礼を申し上げます。今日の委員会、前にアジサイの花がありまして、雰囲気が変わっております。大変ゆったりとした委員会になることを願っております。

さて、17日未明、震度4の地震が発生いたしました。山口の震度計で4だったということで、阿南市役所では3だったようですが、その直後から防災無線が3回ほど鳴りました。阿南市の防災システムでは、震度4の地震があるとあのようなサイレンが鳴ると設定されているようであります。このことについては、対策本部の関係者の方は知っておられますが、一般の職員は知りません。なぜなら、防災マニュアルに記載がないからです。しかし、そういうことで周知をしておりますが、やはり震度4になれば、あの無線が鳴る。「皆さん方、火の始末に注意してください」と、「津波はありません」と、しっかりと対応できるかたちでございまして、初動体制が一番大切でありますので、職員各位に御周知くださるようお願いいたします。

また、当日は、ちょうど午前1時前だったわけですが、特別職、それから部長、関係職員の皆さんは夜中の2時に対策会議を設置するというところで、本当に、議会がある中で御参集をいただきまして、対応していただきましたことに深く感謝を申し上げます。本当に御苦勞様でした。南海トラフ大地震、やはり、夜間の訓練や地域での訓練、万全の準備をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も御多用の中、文教厚生委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本委員会に提案させていただいております案件につきましては、条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認案が1件、令和3年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案が1件、条例の一部改正案2件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算案2件、建築工事の請負契約の変更請負契約について1件の計7件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますが、御提案申し上げました案件につきましては、御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いいたします。

今、委員長から大変丁寧な御挨拶をいただきました。目の前には彩り豊かなアジサイが咲き誇っておりますけれども、その穏やかな雰囲気の中にも闊達な御意見を賜りますよう、私からも謹んでお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりますの御挨拶に代えさせていただきますと思います。本日も何卒よろしくお願いいたします。

福谷委員長 ありがとうございます。

本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案7件と、陳情1件であります。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案の説明は着席して行っていただいて構いません。委員の方は、発言する場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、審査に入りたいと思います。

承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

福谷委員長 初めに、承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認についてを議題とします。理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第2号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 承 認

承認第3号 令和3年度阿南市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認について（関係部分）

福谷委員長 初めに、承認第3号 令和3年度阿南市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。承認第3号は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第3号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、承認第3号 令和3年度阿南市一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分承認についてのうち、本委員会に係る部分は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

第1号議案 災害による市税の減免に関する条例の一部改正について

福谷委員長 次に、第1号議案 災害による市税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号議案 災害による市税の減免に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第2号議案 阿南市介護保険条例の一部改正について

福谷委員長 次に、第2号議案 阿南市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。安富介護保険課長。

【理事者説明 安富 介護保険課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、第2号議案 阿南市介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第1号)について(関係部分)

福谷委員長 次に、第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。
第4号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。喜多委員。

喜多 委員 23ページの歳入、16款の2項、3目の一番下のほうに、認定こども園施設整備費補助金の歳入がありますが、7,000万余り、収入が増えていると。こちらを見ると、認定こども園ということで、次に29ページの歳出のほうですが、2項の児童福祉費、これの7目の18節、私立保育所、同じような整備という事業補助金ですが、こちらのほうも、逆に市のほうの支出として2,141万5,000円、支出があります。どうも連動しているとは思いますが、ここのところの歳入と歳出、ここの御説明をお願いしますでしょうか。

福谷委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。喜多委員の御質問にお答えいたします。
国庫支出金の認定こども園施設整備費補助金7,068万2,000円につきましては、保育所等整備交付金における国及び市の負担割合の変更等による増額でございます。具体的には、増額の理由につきまして3点ほど説明をさせていただきます。
まず1点目に、令和4年度におきまして、子育て支援の充実に取り組む国の計画である、新・子育て安心プランに本市が採択されたことにより、保育所等整備交付金における国の負担割合が、2分の1から3分の2に変更され、5,136万2,000円の増額となっております。これによりまして、市の負担割合が4分の1から12分の1に変更となっております。
2点目といたしまして、保育所等整備交付金の交付基準額の令和4年度分が確定いた

しまして、302万円、増額されております。

3点目といたしまして、認定こども園建設に係る土地につきまして、社会福祉法人が一部分を借地することとなったことによりまして、保育所等整備交付金の借地料加算1,630万円が適応されております。以上の三つの理由が、国庫支出金における増額の理由となっております。

それと、関連いたしますので、県支出金のほうも御説明をさせていただきます。認定こども園施設整備費補助金におきまして、補助対象経費の実支出予定額の減少及び幼稚園と保育所部分の面積按分率に変更が生じたので、県の支出金については50万7,000円の減額となっております。これらの理由によりまして、国の負担分ですが、7,068万2,000円増額となりまして、2億2,359万1,000円。県の負担分は50万7,000円の減額になりまして、2,325万3,000円。国、県合わせまして、7,017万5,000円の増額となりまして、2億4,684万4,000円、これが国、県の負担分となります。

国、県の負担分の増額によりまして、市の負担分を計算いたしますと、市の負担分が4,876万円減額となりまして、3,957万4,000円となります。補助金の総額は2億8,641万8,000円となっております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、こちらの整備事業費というか、この認定こども園、今度できるのは、今、いわれた3,957万円ほどが施設を造るのにかかるという、そういう考えでよろしいですか。

福谷委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。
喜多委員の御質問ですが、阿南市の負担といたしまして3,957万4,000円、これが阿南市の負担分となります。以上、お答えいたします。

福谷委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、一番喫緊で、近くにできているのは岩脇の認定こども園ですが、そちらのほうは、市の事業費はいくらだったんでしょうか。

福谷委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。
喜多委員の御質問ですが、岩脇こどもセンターにつきましては、平成29年4月に認定こども園として開設いたしております。事業費につきましては、駐車場部分も含めまして、約7億9,000万円となっております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第5号議案 令和4年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について

福谷委員長 次に、第5号議案 令和4年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、第5号議案 令和4年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第7号議案 阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について

福谷委員長 次に、第7号議案 阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約についてを議題とします。理事者の説明を求めます。中橋教育総務課長。

【理事者説明 中橋 教育総務課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、第7号議案 阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

陳情第7号 育休退園制度の廃止を求める陳情

福谷委員長 次に、陳情の審査に入ります。
陳情第7号 育休退園制度の廃止を求める陳情を議題といたします。まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。

【事務局 朗読】

福谷委員長 ありがとうございます。本陳情に対して、理事者の見解がありましたらお願いいたします。田上こども課長。

【理事者見解 田上 こども課長】

田上 課長 こども課、田上でございます。陳情第7号に関しまして、見解を申し上げます。
育児休業中の保育所の継続利用につきましては、平成27年にスタートしました、こども子育て支援新制度により、保育を必要とする事由に、育児休業取得時に既に保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること、と、内閣府令に明記されました。本市では、新制度が開始された平成27年度以前には、待機児童はほとんどございませんでしたが、平成28年10月1日現在において、待機児童が25人に急増し、年度途中入所や育児休業終了後の職場復帰による入所が困難となったこと。また、現場の保育士の負担軽減を図ることから、育児休業により家庭での保育が可能となった場合には、保育所を退所していただき、育児休業終了後の職場復帰など、本当に保育を必要としている方の入所を優先する育休退所を行うことになりました。平成29年度においては、小学校入学を控える5歳児に限り例外を設け、育児休業中の継続利用が必要な理由として、子どもの発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や、集団生活の必要性などを認め、継続利用を可能としていました。しかしながら、社会情勢の

流れや核家族化など、家庭の事情に配慮し、また、子育て支援の強化を図る観点から、当該理由の適用年齢を段階的に引き下げることとし、平成30年度には4歳児、平成31年度には3歳児についても、当該理由による継続利用を認め、段階的な緩和を進めてまいりました。

そのような中、本市の待機児童については、令和元年度は10月1日時点で29人、令和2年度では4月1日時点で6人、令和3年度では10月1日時点で4人であり、そのほとんどが0から2歳児となっております。

待機児童は年々減少しておりますが、育休退所を行うことにより、待機児童を何とか抑えている状況であるとも考えられます。また、1人の保育士が保育できる子どもの数は、3歳児では20人と、多くの児童を保育できる基準となっている一方で、2歳児では6人、1歳児は5人、0歳児については3人と、低年齢になるほど、保育可能な人数が少なくなるため、本市の現状を考慮いたしますと、現段階において、直ちに育休退所の全廃は難しいと考えておりますが、陳情事項にもございますように、2歳児以下の児童の育休退所及び廃止までの措置等も含め、保育現場の状況や、多様化する保護者のニーズ等を見極めながら、段階的な緩和に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、見解といたします。

福谷委員長 ありがとうございました。

これより、陳情第7号について、委員から御意見をいただきたいと思ひます。御意見ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 水谷です。お願いします。

私はこの陳情事項に賛成です。過去に、私も含めて多くの議員が育休退園について質問をされてきています。陳情事項の2から5に沿う、沿わないは別として、段階的に緩和して、1日も早く育休退園の廃止を望みます。

少し、私の経験を話させてください。私の子どもは現在、8歳、6歳、4歳の3人です。長男は満3歳まで、長女は満4歳まで、次男は満2歳まで、私は家庭で保育しておりました。合間に看護師の仕事をしていましたが、保育所に入園できる就労規定時間に満たないため、仕事のときは、私の母や祖母に預けて手伝ってもらい、仕事以外のときは基本、私1人で保育していた状況であります。長男と長女は満2歳差、長女と次男は1歳9カ月差でした。長男のときは子ども1人に対して私1人、1対1でゆったりと保育ができており、長男が寝ているときに私も休むという、子どもに合わせた生活リズムであり、何とか子育てをしていた状態です。しかし、長女が生まれてからは、私の記憶はほとんどおぼろげになってきました。やっぱり2歳差というのは遊びも違う、保育の仕方も違うので、両方に合わせて保育するというのがすごく難しかったです。特に、次男が生まれて以降はほとんど記憶がありません。次男が2歳の誕生日にようやく、「あ、2歳になったな」、生まれてから、気づけばもう2歳になっていたという状況です。私は、次男に関しては、いつ、初めの言葉をしゃべったであるとか、いつ初めて歩いたとか、そういう記憶がもうほとんどないような状態で子育てをしていました。

幼児の子育て、とりわけ3歳未満は本当に大変です。なので、陳情にもあるように、2人目、3人目を産むことをためらっている家庭も非常に多いと思ひます。個人的に、保育の必要性の認定に、1歳未満の乳児がいること、これが入っていてもいいと思ひているぐらいです。この陳情は、子育て世帯の悲痛な叫びであると思ひますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

福谷委員長 ほかに御意見ありませんか。沢本委員。

沢本 委員 私も、議員に当選させていただいて初めての一般質問で、育休退所のことも取り上げさせていただきました。それ以前にも取り上げられていたと思いますし、それ以降も、多くの議員が取り上げられてきました。

この育休退所の制度を廃止、改善するという事は本当に大事な事だと思いますが、先ほど、理事者の見解にもございましたとおり、いろんな議員が問題として取り上げられてきて、段階的な緩和がされてきて、今後も、少子化対策としての重要な保育環境の整備ということについては、理事者のほうでも考えていただけたらと思いますので、今、育休退所の制度廃止という趣旨に対しては賛成いたしますが、あとの陳情の項目に対して、今、即ということではなくて、趣旨採択ということで段階的な緩和、対策を今後、取っていただけたらと思います。私としては、趣旨採択ということでお願いしたいと思います。

福谷委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、ありませんか。なければ当てます。それぞれの会派から御意見は一応、お聞きしたいと思います。奥田委員。

奥田 委員 趣旨採択でよろしいのではないかと思います。項目に対しましては、私、面白い文書だなど、陳情項目と書いていただいておりますが、2番から5番まで、要するに、廃止までの措置としてという前置きで書かれていますが、実際は、これは廃止してくれた時の状況を書いていることと一緒なので、やはり時間がかかる。先ほどいった待機児童の問題もいろいろありますので、すぐにはいかないし、また、陳情項目としては、なかなか、ちょっと受入れ難いといえますか、結局は、廃止してくださいという意味の内容でありますので、ちょっと文書がおかしいなと思ったり、わたしはそう感じておりますので、全体的な趣旨としてはよくわかります。私も、孫もいますので。孫が2人、3人になったときに、息子、嫁が困るといっても聞いておりますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

福谷委員長 ありがとうございます。では、山崎委員。

山崎 委員 この問題は、各委員も議場で質問をしていました。共通の課題だと。趣旨は、早く保育所のほうが受け入れられる環境を作ることが大事なことだと思います。この制度を廃止するのだと。そういった意味で、趣旨は非常にいいことですので、趣旨採択でいいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

福谷委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御意見なしと認めます。

これより、陳情第7号を採決いたします。

それでは、趣旨採択との御意見がございますので、まず趣旨採択とすることについて挙手採決いたします。なお、挙手しない委員は、趣旨採択することに反対と見なします。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

福谷委員長 挙手多数であります。よって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決しました。

喜多 委員 ちょっと待ってください。

福谷委員長 喜多委員。

喜多 委員 趣旨採択、私は趣旨ではなくて、このまま採択だと思っていたんですね。

福谷委員長 だから、先に趣旨採択に賛成の方を聞いたんです。

喜多 委員 いや、趣旨採択に反対だけ聞いて、じゃあ、この陳情に賛成、反対のほうは聞かないんですか。

福谷委員長 議事進行上は聞きません。趣旨採択を先に決めます。それが流れです。ということは、その分について勘違いをされていたわけですね。

喜多 委員 いや、よくわからないですね。

福谷委員長 先に、趣旨採択ということだったので、その方の挙手を求めたわけですから、手を挙げていないということは賛成ということによろしいのでしょうか。

喜多 委員 わかりました。

福谷委員長 事務局は、あとでよく説明をしておいてください。

質疑終了・採 決
挙手多数・趣旨採択

福谷委員長 議事の進行上、少し、一般質問が継続して長いものですから、小休をいたします。ただ今から15分、小休をいたします。再開を11時10分といたします。

小 休 10:53~11:10

福谷委員長 10分ということでございましたけれども、全員がそろいましたので、ただ今から、再開をいたします。
以上で、本委員会に付託された議案の審査と、陳情の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

福谷委員長 これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。通告がございますので、質問をお願いしたいと思います。順次、委員を指名してまいります。まず最初に、沢本委員。

沢本 委員 数が多いんですが、六つ、テーマがありますので、順次、よろしく願いいたします。
一つ目が、小中学校の再編についてですが、阿南市立小中学校再編基本計画素案を基にしたパブリックコメント、アンケート、住民説明会が実施されるとのことですが、その実施方法とスケジュールについてお教えてください。お願いします。

福谷委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課の中橋です。よろしく願いいたします。沢本委員の御質問に御答弁申し上げます。
小中学校の再編に向けたスケジュール、

福谷委員長 答弁が長くなるようでしたら、着席して御説明ください。

中橋 課長 ありがとうございます。では、着座にて御説明いたします。
小中学校の再編に向けたスケジュールですが、まず、明日から7月11日にかけてパブリックコメントを実施し、終了後、小中学校の保護者、教員に加え、就学前の保育所、こどもセンター、幼稚園等の保護者を対象にアンケートを実施いたします。さらに、今年の秋には保護者を含む地域の方々を対象とした説明会を実施し、再編、統合に対する基本的な考え方や方針をお示しする機会を設けることとしております。そして、住民説明会等で寄せられた意見を集約したのちに、今年度中に基本計画を、策定を完了させてまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。
それに関連してですが、羽ノ浦小学校の建て替えにつきまして、一般質問でも質問をさせていただきました。その中の理事者答弁で、現地建て替えの方針が、令和元年9月定例会で示されて、そのあと、副市長をトップとして庁内横断的にプロジェクトチームを立ち上げられて、精力的に検討を重ねられたということでした。しかしながら、その検討の中では、ほかの候補地での検討もされていない。阿南市立小中学校再編基本計画素案におきまして、現時点では羽ノ浦小学校は統合の対象と考えられていないということでありました。庁内横断的なプロジェクトチームで精力的な検討を重ねられたということですが、本当に十分な検討がつけられたのかと考えてしまいます。当時の理事者、関係者からお聞きする中で、令和元年9月定例会の答弁も、一つの案ということであって、その基本方針たるものではないということでもありました。加えて、令和2年3月定例会で幸坂議員の、羽ノ浦小学校と岩脇小学校の統合についての質問に対して、「学校の再編、統合を検討するに当たっては、児童数の動きを注視することはもとより、保護者の声を重視しつつ、さまざまな関係者との間で教育上の課題を共有し、十分な理解と協力を得ながら検討することが重要で、両校の統合については、その可能性を排除することなく検討する」という旨の答弁がされております。

今後、羽ノ浦地区にとって最も望ましい小学校の将来像について検討を進めていただけるということですので、まずは、現地建て替えありきで新校舎の配置案などを考えられる前に、保護者、学校関係者をはじめ、地域住民に対して、保育施設の整備計画同様、現状の説明に加えて、アンケートの実施や説明会の開催など、御意見を十分聞き取っていただいたうえで検討を進めていただきたいと思います。改めて御所見をお伺いいたします。

福谷委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課の中橋です。沢本委員の御質問に御答弁申し上げます。
先日の本会議でも御質問にお答えいたしましたように、現地建て替えの方針に沿って検討を進めているところでございます。今後、新校舎の配置案などをお示しできる準備が整いましたら、関係者の皆様に御説明をし、御意見もお伺いする中で、基本方針に御理解をいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 御答弁ありがとうございます。重ねて申し上げますけれども、現地建て替えありきの校舎の再配置、配置案などを考えられる前に、地元の方の御意見、関係者の方の御意見をくみ上げていただきたいということで、要望とさせていただきます。

次のテーマにいかせていただきます。中学校の部活動の地域移行についてですが、横田議員への、一般質問での御答弁の中で、徳島県部活動指導員配置促進事業というのが、令和3年度からされておりまして、その事業を活用して、阿南第二中学校の女子ソフトテニス部と、新野中学校の女子バスケットボール部に、それぞれ1名の部活動指導員が配置されて、試合の引率まで含めた活動全般を担っていただいているということでありました。その徳島県部活動指導員配置促進事業について、その事業内容、それと、この部活動指導員を選任されるにあたって、その選任方法と、指導員に求められる職責、処遇、もう一点、この事業を今後、どのように活用して展開されていくのかということについてお伺いいたします。

福谷委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。沢本委員の部活動指導員配置促進事業についての御質問にお答えいたします。

この事業は、公立の中学校の設置者が、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的としており、部活動指導員は、学校の教員が不在であっても単独で練習の指導や試合等への引率ができるものとなっております。現在、任用しております2名の部活動指導員についてでございますが、学校教育法施行規則による、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する阿南市の会計年度任用職員となっております。2名の部活動指導員の選定方法についてでございますが、お一人は、これまで長年部活指導にかかわってこられた中学校教員OBの方、もうお一人は、小中学校の外部指導者として実績のある方で、どちらも競技における専門性、生徒に対する指導力、指導に対する情熱やお人柄などについて、学校長が認め、推薦した方を任用しております。

この事業の今後の展開についてでございますが、既に、学校からは教員の部活動への負担軽減が図られていることや、生徒、保護者共に満足度が高いといった報告を受けており、今後も継続を図ってまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。

もう一点、横田議員への御答弁の中で出てきておりました、昨年度から立ち上がっております、阿南市部活動改革推進検討委員会、この委員会についてお伺いします。この委員会のメンバー構成と、これまでの委員会の開催状況、それから、部活動指導員配置による成果や課題の検証をされるとのことでありますが、この検討状況についてお伺いいたします。

福谷委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。阿南市部活動改革推進検討委員会についてお答えいたします。

今年の1月に、中学校長会を兼ねるかたちで、第1回検討委員会を開催し、阿南市立中学校における部活動設置数、顧問の状況、生徒の参加率、外部指導者や合同チームの状況など、部活動運営に関する諸課題及び部活動指導員配置の成果と課題について、情報共有を行いました。阿南市部活動改革推進検討委員会の構成は中学校長会、阿南市PTA連合会、市教委、学校教育課及びスポーツ振興課となっており、本年度中に複数回、検討委員会の開催を予定しております。開催時期につきましては、現在の国、県の動向を注視しながら、適切な時期を検討しているところでございます。

今後につきましては、他市や他府県の先進的な取り組みなどの情報収集もしながら、本市における部活動の段階的地域移行についての方針を検討してまいり所存でございます。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。

次のテーマですが、教科担任制についてお伺いいたします。これも横田議員の一般質問の中にありましたが、今、阿南市内の小学校での取り組みもされているとのことであったかと思いますが、その取り組み状況を具体的に教えていただけますでしょうか。

それと、今後の展開についてもお伺いします。教科担任制に伴って、加配教員の要望が、ほかの学校からもあるかと思いますが、その際の配置基準などについても教えていただけたらと思います。

福谷委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。沢本委員の、教科担任制についての御質問についてお答えいたします。

阿南市内での教科担任制の取り組み状況についてでございますが、教科担任制を実施するための加配教員は、阿南市内では現在6名配置されております。その中で、勤務校において英語の授業のみを担当する英語専科教員が2名、その他の教科を担当する教員が4名在籍しております。

昨年度末に、小学校専科加配による教科担任制を実施した学校から送られた実施報告書によりますと、「これまで以上に多くの時間が教材研究に充てられるようになった」、「子どものよさを多面的に捉えることができるようになり、個々に応じた指導ができるようになった」などの効果が報告されております。一方、「時間割編成が大変複雑である」、「授業中に生徒指導上の問題が発生したときの学級担任との連携が難しい」等の課題についても挙げられております。

今後の展開についてでございますが、政府は、令和7年度までに専科加配教員の3,800人増を目指していることから、今後、本市におきましても、専科加配教員の増加が予想されるところでございます。

最後に、加配教員の配置基準でございますが、学校規模や生徒数等による明確な配置基準があるものではなく、学校の希望に対して、加配教員の活用状況、県全体のバランスなど、さまざまな要因により県教委が判断し、配置されるものとなっております。

今後も、各校から報告されております教科担任制の効果と課題を検証しながら、市内各校において、より充実した教科担任制の実施を推進してまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。
今、配置されている学校を教えてください。

福谷委員長 配置されている学校はわかりますか。岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。
今、手元にデータがございませんので。すみません。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 あとでお伺いいたします。
次のテーマですが、ICT支援の充実についてということで、3月の文教厚生委員会でもお伺いさせていただきまして、提言もさせていただきました。
文部科学省の計画目標が、4校に1人という計画目標があるようですが、それに対して、今、会計年度の任用職員を2人という、阿南市の現状であります、それで十分な体制とは考えておりませんし、改善も必要であるかと思いますが、阿南市の現状に最適な体制を整備していただきたいと思いますが、3月以降で検討がされていたら、お伺いできたらと思います。

福谷委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。ICT支援の充実についての御質問にお答えいたします。
去る5月23日、御多忙の中、文教厚生委員会の皆様により、管内視察として富岡小学校を御訪問いただき、指導者用デジタル教科書、電子黒板機能付壁かけ対応プロジェクター、iPad端末等を活用した授業実践を御参観いただきました。誠にありがとうございました。ご覧いただきましたとおり、GIGAスクール構想の実現に向け、機器の使用や通信環境等、ICT環境の整備につきましては、現段階では、でございますが、かなり満足できるものであったのではないかと考えております。
本市では、ICT環境の整備及びICT機器の効果的な活用推進のため、ICT支援として、2名の会計年度任用職員を任用しております。学校からは、機器の調整や不具合対応等の依頼、相談が、日々、数多く寄せられておりますが、支援員2名が適切に判断し、細かに対応するとともに、不具合があった場合は各校の職員に同席いただき、対処方法等についての意識の共有化を図るなど、教職員のICTスキルの向上も図っているところでございます。
また、学習指導につきましては、教育研究所の研究員を派遣し、端末に新しく導入されているアプリの活用法など、効果的なICT活用研修の場を設けているところでございます。
今後につきましては、さらに安定したICT環境の維持と効果的な研修を実施することで、教員の授業力や、児童生徒の情報活用能力のさらなる向上を図ってまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。
県内の他市町では、もっと精力的にICT支援をされている自治体もあるようにお聞

きしますので、本市でも、正規の職員も含めて体制を作っていたらと思います。要望とします。

あと二つですが、小学校のグラウンドの照明についてお伺いします。市内の小学校のうち、市で管理されているグラウンド照明がない小学校はありますでしょうか。お尋ねします。

福谷委員長 小西スポーツ振興課長。

小西 課長 スポーツ振興課、小西でございます。よろしくお願いたします。沢本委員の、市内小学校のグラウンド照明のうち、市が管理していない小学校はあるのか、についての御質問にお答えいたします。

本市の、休校中を除く小学校21校のうち、グラウンド照明が設置されている小学校は17校となっております。グラウンド照明につきましては、設置から数十年経過しているものが多く、過去の資料確認や関係者への聞き取り等を行った結果、本市が管理していないグラウンド照明の小学校は富岡、横見、吉井、見能林、桑野、山口の6校でございます。以上、お答えといたします。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。

本会議の御答弁の中にもありましたけれども、市管理の照明については、順次、LEDに交換されているようですが、この市の管理ではない照明が、やはり問題だと思えますが、これまで、市が管理されていない照明の電球の交換などは、保護者やスポーツ少年団の指導者の方々の負担で行われていたようであります。比較的、これまで、水銀の電球への交換は、値段的にも安価で、なおかつ、スポーツ少年団に所属されている子どもの数も多かったので、それぞれ、保護者の方への負担も、何とかやりくりされていたようではありますが、今後、LEDの照明に交換となると、やはり高価なものですので、とても保護者の負担でまかない切れるものではないと思います。実際、見能林小学校では、電球交換ができないために、数基の照明がそのまま放置された状態で、大変困っておられるようにもお聞きします。

既存の照明を、地元の方で建てられた照明を学校に寄付するという申し入れも、維持経費がかかるために受け入れられていないとのことで、同じ市内の小学校で設置されている照明について、その維持管理、負担ということで、一部の保護者の方に不平等が生じているという現状、改善策も、現状、見いだせていないということですが、こういった状況について、阿南市としてどのように考えておられるのか。市で管理されている照明をLEDに切り替えていくこのタイミングで不平等を改善できるように、全ての小学校の照明施設を市で管理していくようにすべきかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

福谷委員長 小西スポーツ振興課長。

小西 課長 スポーツ振興課、小西でございます。沢本委員の、全ての小学校の照明施設を市の管理にすべきでは、についての御質問にお答えいたします。

本市の小学校グラウンドに夜間照明が設置されている小学校は17校で、社会体育の振興やさまざまなイベント、行事等で広く利用されております。照明が設置された経緯につきましては、地元のスポーツ少年団が設置したところや、本市と地元の費用負担で設置したところなど、小学校グラウンドによって違いがございます。また、地元の御理解や御協力はもちろんのこと、LED照明への交換にかかる今後の経費等についても、

詳細に精査する必要があると考えております。このことを踏まえまして、本市が管理していない小学校グラウンドの照明設備の今後の対応につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 沢本委員。

沢本 委員 長年の検討課題だったと思いますが、地元の方に建てていただいたということをプラスに考えて、建てさせてあげた、あとは、建てさせてあげたのだから、そのあとの維持管理も地元で、というのではなくて、建てていただいたあとは、もう市で面倒を見て、と考えていただけたらと思いますので、今後とも御検討をよろしくお願いいたします。

最後、野球場グラウンドの整地、それから草刈り等についてお伺いいたします。野球場のグラウンド整備については、本会議で、都度、必要に応じて黒土真砂土が補充されているということで御答弁をいただきました。お伺いしたかったのは、この入れていただいた土を、このあとです。土は入れていただきますが、そのあとの土の整地、それから、その後の草刈り、この辺りはどのようにされているのかということをお尋ねしたかったので、この場でお教えいただけたらと思います。お願いします。

福谷委員長 小西スポーツ振興課長。

小西 課長 スポーツ振興課、小西でございます。沢本委員の、市内にある野球場やグラウンドの整地や草刈りなどの管理はどうしているのか、についての御質問にお答えいたします。

本市所管の野球場、グラウンドにつきましては、福井、新野、桑野、羽ノ浦、春日野の5施設と、県有施設で本市が管理しておりますJ Aアグリあなんスタジアム、中浦緑地グラウンド、小勝グラウンドの3施設で、合計8施設がございます。このうち、福井、新野、中浦緑地グラウンドにつきましては、地元のスポーツ協会にグラウンドの整地や草刈り等の管理を委託しており、その他の野球場、グラウンドにつきましては、本市が直接管理しております。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 よろしいですか。沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。

本会議でもお願いしましたが、地元で管理を受けてもらっているところについては、継続的に地元で管理いただけるように、そのために必要な草刈り機であったり、グラウンドをならすために必要な機材、そういったものの配備を、重ねてお願いしたいと思います。以上です。

福谷委員長 要望ですね。

沢本 委員 はい。たくさん、ありがとうございました。

福谷委員長 では、水谷委員。

水谷 委員 水谷です。お願いします。

エコパーク阿南が最終処分場に搬入している廃棄物の過去3年間の年間搬入量を教えてください。

福谷委員長 高山環境管理課長。

高山 課長 環境管理課、高山でございます。よろしくお願ひいたします。水谷委員の御質問に御答弁申し上げます。

エコパーク阿南から橘廃棄物最終処分場へ搬出しております年間量でございますが、令和元年度が1,479トン、令和2年度が1,728トン、令和3年度が1,726トンでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁、ありがとうございます。

橘最終処分場ホームページで公開されていますデータと、今、お答えいただきましたデータを計算、比較いたしますと、重量ベースにおける橘最終処分場で埋め立てた廃棄物の年間総量に占めるエコパーク阿南の年間廃棄物の割合は、令和元年度で約24.8パーセント、令和2年度で約20.6パーセント、令和3年度で約22.4パーセントでありました。

現在、阿南市では、市職員の方々の御尽力により、ごみの戸別収集という充実した回収環境であります。しかし、家庭や町からごみが回収され、見た目にごみはなくなったとしても、最終処分場に行った廃棄物が消えてなくなるわけではありません。最終処分場は、容量が受け入れ一杯になったあと、引き続き、長期にわたり管理が必要であり、また、新たな保管場所を必要とするようになってきます。これは、未来に負の遺産を残す、未来の子どもたちに課題を背負わせることであります。

県管理である橘最終処分場の残余の埋め立て容量にはまだ余力があり、喫緊の課題ではございませんが、この質問により、この場にいらっしゃる方々が、現状の阿南市のごみ処理環境に満足して終わることなく、未来にも残るごみ課題について考えるきっかけになればうれしく思います。以上です。

福谷委員長 ありがとうございます。続いて、奥田委員。

奥田 委員 デジタル田園都市国家構想ということで、私も一般質問をさせていただきましたが、やはりデジタル化の社会が非常に急速に進んでいく中で、やはり今後、未来のある子どもたちにも、このデジタル化に遅れないように、一生懸命勉強してもらいたいということで、いろいろ、学校教育課からも、どのようにやっているのかということも教えていただきましたが、加えて、児童クラブの中で、Wi-Fi、無線LANがどのようなかたちでインターネットと接続できるような環境にあるのかということをお伺いしたいと思いますが、現在の児童クラブにおきまして、17のクラブがWi-Fi環境を作っておりますことですが、その利用料金はどのぐらいになるのか。また、どのような環境、具体的な環境状況がわかれば教えていただきたいと思ひます。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 奥田委員の、放課後児童クラブのWi-Fi環境についての御質問にお答えいたします。

はじめに、Wi-Fi環境の利用料金についてでございますが、本市におきましては、現在、28の児童クラブのうち、17の児童クラブにWi-Fi環境が整備されており、利用料金につきましては、月額5,000円から8,000円の範囲であり、児童クラブの運営費でまかなっております。

次に、どのような形態でWi-Fi環境を整えていますか、との御質問ですが、現在、児童クラブに照会しているところではございますが、回答をいただいた児童クラブにおかれましては、1クラブでは光回線と法人用の通信機器を利用しておりますが、その他

多くの児童クラブでは、光回線と家庭用の通信機器を利用しており、モバイル回線とポケット型Wi-Fiを利用している児童クラブもあります。多数の人が同じネットワークに接続するには、整備面や運営面において課題を抱えているのが現状でございます。以上、お答えといたします。

福谷委員長 奥田委員。

奥田 委員 モバイルルーターを使っているとか、また、光回線を引いてWi-Fiのルーターを使われているという、さまざまなかたちはあると思いますが、一番ベターなのは、やはり光回線、光ファイバーの回線でWi-Fiルーターを接続して無線化していくのがいいのではないかと思います。

学校の宿題も、タブレットを持って帰って宿題をするという、家で宿題する場合がありますし、また、児童クラブ等で勉強、宿題をしていくということもあるのではないかと、したいという子どもも多いと思いますので、ぜひ、快適な、通信回線が早くつながって、早いスピードでつながって作業できる、勉強できる環境を作ってあげたいと思いますので、ぜひ、今後とも、児童クラブにおきましてもWi-Fi環境をよくしていただきたいと思います。これは要望でございますので、よろしく願いいたします。

福谷委員長 続きまして、湯浅委員。

湯浅 委員 まず、長寿者祝い金の支給についてお尋ねします。令和2年度実施の事業仕分けで議論されて、「この事業の支給区分及び金額について検証、検討を行った結果、90歳以上100歳未満の方々の支給は廃止とする」と答弁がございました。また、予算編成に関連し、3月8日の徳島新聞に「100歳の祝い金10万円に増、90歳から99歳は廃止」との突然の記事が出たことから、地元住民から「高齢者が毎年楽しみにしているのに、なぜ突然廃止とするのか」など、高齢者の方々から意見があり、今後、令和4年度の実施にあたりましては、丁寧な説明と対応のうえ、実施されるようにと強く要望がされております。

そこでお伺いしますが、長寿者祝い金の支給は、本年度から振込により祝い金の支給がされると聞いておりますが、多くの高齢者はこの状況を知らないことも想定されます。そこで、市内各地の民生委員への祝い金支給について、大きく変わった点や、また、民生委員が高齢者に聞かれた際に、高齢者に向けて民生委員が十分にお話できるよう、市として、高齢者に対する考え方も含めて、事前の丁寧な説明をすべきであると考えますが、説明会の実施計画と、どのような説明内容になるのかについてお聞かせください。

福谷委員長 石本福祉事務所長。

石本 所長 福祉事務所の石本です。湯浅委員の御質問に御答弁申し上げます。

長寿者福祉金等支給事業につきましては、令和2年度の事業仕分けの評価結果を踏まえ、令和3年度に民生委員との協議を行い、令和4年度から根本的な見直しを行った事業となります。そのため、地域の方々から民生委員への相談や問い合わせがあることが多くあることが予想されますので、去る6月18日の、令和4年度阿南市民生委員・児童委員協議会総会及び研修会のお場をお借りし、長寿者福祉金の変更内容、見直し理由、今後のスケジュール、支給対象者の生年月日、長寿者福祉金の申請書の記入例等、資料を配付し、説明をさせていただいたところでございます。

また、6月16日の、高齢者の相談窓口である阿南市高齢者お世話センター連絡会、今後は7月の民生委員役員会での説明、9月号の広報あなん、阿南市のホームページ等のさまざまな方法で、長寿者福祉金事業の変更点等の周知に努めてまいりたいと考えて

おります。

今後、市民からの長寿者福祉金事業にかかわる問い合わせ等に対しまして、高齢者の方々に御理解いただけるよう、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

多分、いろいろ、高齢者のほうから問い合わせがあると思います。広報あなんに載せているからとか、なかなか意思統一が難しいと思うので、いろんな機会を通じて丁寧な説明をしていただけますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入る前に、通告はしておりませんが、現在、スポーツ推進委員の方は阿南市に何名おられますか。

福谷委員長 小西スポーツ振興課長。

小西 課長 スポーツ振興課、小西でございます。湯浅委員の、スポーツ推進委員の人数についての御質問にお答えいたします。

本市のスポーツ推進委員の人数につきましては、阿南市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定で30人以内となっております。人数につきましては、現在、30人を登録しております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

それでは、本題に入ります。本議会でも質問がございましたが、定例教育委員会を非公開にしたということで、個人情報保護の観点と意思決定の中立性の観点ということでありますが、過去においてどのような個人情報の漏えいとか、意思決定においてどのような不具合があったのか、具体事例をお示してください。

福谷委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課、中橋です。湯浅委員の御質問に御答弁申し上げます。

過去の定例会において審議された人事案件におきまして、不具合でありますとか、そういったことはございません。御答弁といたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

特に問題があったわけではないということは、何か情報公開請求されないために非公開にしたのかなと思ってしまおうんですが、それでは、4月の定例教育委員会で承認された、公民館運営審議委員は何名でしょうか。また、現在の公民館運営審議委員は何名ですか。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 湯浅委員の、4月の定例会におきましての承認人数、それと、現在の公民館運営審議委員の人数についての御質問でございますが、阿南市立公民館条例においては、公民館

運営審議会の委員は15人以内と規定されておりますことから、各公民館長より15名を限度として推薦があり、生涯学習課において精査をいたしました。教育委員会定例会に何名の委員を選出し、審議したのかについては、人事案件に関する事なので差し控えさせていただきます。しかしながら、現在の公民館運営審議委員の数でございますが、14の各公民館運営審議委員の人数は、現在、200名の方に委嘱をしております。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 それでは、各公民館から承認申請のあった運営審議委員は何名でしょうか。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 何名の方の推薦があったのかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、推薦の数については人事案件に関する事なので差し控えさせていただきます。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 これは人事案件ということですが、これ自体は全員の方、定例の教育委員会のほうにかけていないように、私は聞き及んでおります。私が確認しているところ、2名の方が承認されていないようであります。また、その2名の方に対して、承認されなかった理由も説明されていないようですが、なぜ、承認されなかった理由を説明しないのか、御答弁をお願いします。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 生涯学習課、湯浅です。湯浅委員の、2名の方についての説明をなぜしなかったのか、という質問に対してお答えいたします。

審議会委員として委嘱しなかった理由を説明することによって、教育委員会における人事案件に対する具体的な議論の内容が類推される恐れがあることから、人事案件については誰に対してもお答えすることは控えさせてもらっております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 それでは、質問の方向を変えます。

過去において、各公民館から承認申請のあった運営審議委員を承認しなかったことはございますか。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 過去において承認しなかった事例があるかという御質問に対してお答えします。そのようなことはない聞き及んでおります。以上、お答えといたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 過去には承認申請があった運営審議委員を承認しなかったことはないということです。

が、今回の公民館運営審議委員の承認案件においては2名の方が承認されておられません。こんな前代未聞の事態を招いているということは、何か大きな力が働いているとしか考えられません。今回の件で、市長部局からの指示や介入はあったのでしょうか。御答弁をお願いします。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 今回の公民館運営審議会委員の委嘱に関しましては、教育委員会定例会においてお諮りし、正式な委嘱の手続きを行いました。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 たいがい、冷静に質問してきたつもりですが、今の答弁は質問の答えになっていないと思うんですが、どうなんですか。答えられないんでしょうか。答えられないんでしょうか。

福谷委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 繰り返しの御答弁になりますが、公民館運営審議会委員の委嘱に関しては、教育委員会定例会においてお諮りし、委嘱の手続きを行いました。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 全国トップレベルの情報公開、ガラス張りの行政を掲げる表原市政に逆行するようなことを、なぜ教育委員会はしているのか。また、人権のまちを掲げる阿南市において、このような、地元市民のよりどころである公民館の思いを無視し、承認されなかった理由も説明しない、情報公開されないために会議を非公開にするなど、市民の人権を守るべき教育委員会、また、そのトップである教育長が、このような大きな人権問題を起こしております。教育長として、市民に対してどのように説明するのか御答弁をいただきたいと思います。

福谷委員長 教育長、答弁できますか。

稲村教育長 湯浅委員の御質問にお答え申し上げます。

この度は、地元で推薦が上がった方でありながら承認に至らなかったという忸怩たる思いがあるわけですが、運営にあたって問題性や改善すべき点がある場合に、日頃から教育行政との関係性を密にして、その時点で、もし問題性や改善を求める点があれば、教育行政の側、担当課から御説明もし、改善を求める措置を、日頃から行っていくというのが、今後に向けて一番大事なことだと思っております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ちょっとよくわからない答弁だったんですが、教育長は今まで、子どもたちに人権を教えてきた立場ですよ。今までそういう人権を教えてきた方、また、教育委員会の中で教育長として人権を語ってきた方ですよ。その方が、こういうことを起こしているということは、それこそ大きな人権問題だと思います。この件に関しては、今後いろんな機会に取り上げさせていただきたいと思います。今回はこの辺にしておきます。以

上です。

福谷委員長 山崎委員。

山崎 委員 福祉金が事業仕分けで、金額が下がったというのは説明がありましたが、振込になったというのは、これは民生委員との協議ですか。それとも、こういう方針でいきますという説明を民生委員の皆さんにしたんでしょうか。というのは、私、最近の自治会が、人とのつながりがなくなってきて、民生委員も高齢者の方と会う機会がない。福祉金を持っていくことによって初めて面識ができて、顔なじみになって、日頃の、そのおうちの状況も把握できるという、私は、民生委員の経験者から伺ったことがあります。確かに、口座振込にしたら、振込の手続きには経費と煩雑さがありますが、今の、現代社会で一番求められるのは、やはり人と人との接触だと思うんです。それを、効率化の名前で、私、振込になったことを今の答弁を聞いて初めて知ったんです。一つも説明がないし。私はやはり、1人の民生委員が何人の方を担当するのか、実際は聞きませんよ。そんなに負担になることなのかと思うのと、やはり高齢者のためには、柔軟に対応をしていかなきゃならないのに、一方的に口座振込にしますというのには、ちょっと違和感を感じます。その辺り、民生委員に説明するということがだったので、どの時点で、役員と決めたのか、その辺りはしっかり御説明をいただきたい。そうしないと、ただ合理化、合理化、事業仕分けで減らしていくんだというところと、実際の対応は、一番末端の行政ですから、合理化ばかり追求していたらだめだと、私は思います。そういった意味で、その点の答弁だけいただきたい。

福谷委員長 石本福祉事務所長。

石本 所長 山崎委員の御質問に御答弁いたします。

口座振込に決定いたしましたのは、民生委員の役員会におきまして、協議により、負担軽減を図ってほしいという意見を踏まえて決定しております。

それと、この前の総会の際に、御説明したあとに民生委員の、全員からではありませんが、何人かの方からは、祝い金を預かって手元に持っておくのが結構負担といいますが、プレッシャーといいますが。失くしてはいけないという責任感が生まれましたので、全員ではありませんが「口座振込にして負担が減ったのでよかった」という意見も聞いております。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 山崎委員。

山崎 委員 私もその点は全く同感です。今、現金を扱うのは、危険性ということは悪いですが、そのために変更というのはあります。それと同時に、振込だって、この間、大きなミスがありますから、完璧な仕事ってなかなかあり得ないと私は思います。

一つは、民生委員の現場のほうは、確かに御負担なのを聞いています。それと同時に、やはり人を知る機会にはなったという、経験者からそういう話も聞いていましたので、民生委員からそういう要望が出ていたというなら、私は理解できると思います。しかし、その点、十分、市民の方に説明をしていただかなければ、ただ合理化ばかりしているのでは、一般の市民の方が、これはなかなか理解してもらえないと思いますので、これは十分、広報をやっていただきたい。

それと同時に、もう一点、質問、別の件ですが。学校再編のことです。明日から7月11日までパブリックコメント、という話が先ほど、出ていました。われわれも、議会のほうでは説明を受けておりましたけれども、これは公民館のほうに、教育総務課長から管理者に送っている文書があるんですが、来所者がパブリックコメントの求めに応じ

たらお渡しくださいという文書なんですけど、それよりも、パブリックコメントをどうする、いつするとかどのようにするか、これは広報にも載っているんですか。例えばホームページに入っていますか。

福谷委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 山崎委員の御質問に御答弁申し上げます。

パブリックコメントを行うということの周知につきましては、ホームページ、それから市政だより、こういった、市が持っております媒体を使いまして御説明、広報すると同時に、小中学校の校長会、それから、就学前の保護者、保育所長、それから幼稚園長、そういったところからも御案内をいただくように説明をしまわっているところでございます。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 今の質問は、この文書が行く前にホームページで周知をしていますかという趣旨だったと思いますが、しているのでしょうか。中橋教育総務課長。

中橋 課長 ホームページの周知につきましては、事前ということではありませんで、実は、今日、明日、同時にするようになっております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 山崎委員。

山崎 委員 パブリックコメントをするというのはわれわれも知っていますし、早く広報して、市民の方に、これも学校教育の関係者、たくさんいると思います。この文書を見ていたら、明日から7月11日、よく考えたら、日にちを見ていたら20日間ぐらいじゃないですか、パブリックコメントといっても。市民の方に説明する間があるのでしょうか。学校関係者、PTAで連絡できているというならいいのですが。これは、もうちょっと期間などを考える必要があるのではないのでしょうか。7月11日まで。ちょっと配慮が足りないのではないのでしょうか。市のホームページとか、そういったところにも多分、してないでしょうね、これ。市民の方はどこで知るのでしょうか。もう少し広報に配慮をしていただきたい。以上です。

福谷委員長 今のはそういう要望でございますので、一つ、よろしいですか。答え求めますか。ということで、進めていただきたいと思います。
ほかに、質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質問がないようですので、これで、本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。以上で、本委員会を閉じることいたします。
閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 本日は文教厚生委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。そして、御提案をさせていただきました各案件につきまして、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の中で賜りました各御意見、御提言につきましては、今後の市政運営においてしっかり受け止めてまいりたいと存じております。本日は誠にありがとうございました。

福谷委員長　　これもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉　　会　　12:08

阿南市議会委員会条例第30条の規定による署名者
令和4年6月20日

委員長